

令和 8 年度熱中症計購入促進事業要領

1 目的

鯖江市のスポーツ少年団に登録した団体（以下、「単位団」という。）が熱中症対策として、熱中症計の購入促進し、熱中症予防運動指針に従い、未然に熱中症警戒状況下での事故を防ぐことを目的とする。

2 内 容

- （１）補助対象者 鯖江市のスポーツ少年団に登録している単位団とする。
- （２）補助対象事業 熱中症計の購入を促進するのを目的として行う事業
- （３）対象経費 ①備品購入費
②消耗品費
②その他、鯖江市スポーツ少年団本部長が認めた経費
- （４）対象期間 本要領運用後、令和 9 年 3 月 3 1 日までに実施する事業を対象とする。

3 補助金額

補助金額は、単位団につき金 2, 0 0 0 円とする。ただし、補助対象経費が限度額に満たない場合は補助対象経費を補助金額とする。

4 補助金の交付手続き

- （１）単位団は、熱中症計を購入後に領収証の原本や購入証明書、通帳の写し等を添えて、補助交付請求書を提出する。
- （２）事務局は、補助金交付請求書の内容を審査し補助金を交付する。

5 その他

本要領は、令和 8 年度鯖江市スポーツ少年団総会の承認を得て運用する。

補助金交付は、単位団につき年度内に 1 回限りとする。

補助金交付については原則振込対応とする。

※令和 8 年度で事業終了予定となっております。